

武蔵村山市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、法第 7 条第 1 項の規定により定める武蔵村山市空家等対策計画の適正かつ円滑な運用を図るとともに、空家等に関して必要な措置を適切に講ずるため、武蔵村山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 武蔵村山市空家等対策計画に定める施策の評価や検証に関すること。
- (2) 管理不全空家等及び特定空家等の認定に関すること。
- (3) 管理不全空家等の所有者等への指導及び勧告に関すること。
- (4) 特定空家等の所有者等への助言、指導、勧告及び命令に関すること。
- (5) 特定空家等の所有者に対する行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）による代執行に関すること。
- (6) 災害その他の非常の場合において保安上著しく危険な状態にある特定空家等に対する生活環境の保全を図るための必要な措置に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 9 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 空家等対策に取り組む NPO 法人の職員 1 人
- (2) 学識経験者 1 人
- (3) 司法書士の資格を有する者 1 人
- (4) 行政書士の資格を有する者 1 人
- (5) 宅地建物取引士の資格を有する者 1 人
- (6) 建築士の資格を有する者 1 人
- (7) 地域福祉関係者 1 人
- (8) 関係行政機関の職員 2 人

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、会長は前条第 2 項第 1 号に掲げる者として委嘱された委員をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月25日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第7条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、令和9年3月31日までとする。